

府民の森（南河内地区）自動販売機設置事業者募集要項

大阪府南河内農と緑の総合事務所が行う自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

物件番号	所在地（住居表示）	設置場所	設置面積	台数	最低使用料 ※年額（税抜）	位置
1	南河内郡千早赤阪村千早 1313-2 府民の森 ちはや園地内	ログハウス休憩所	0.5㎡以上 1.0㎡未満	1台	17,300円	別紙

※自動販売機は建物外の設置となります。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること
 - ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ⑥ 破産者で復権を得ない者
- (2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年を経過した者を含む。）であること。
 - ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること(該当についてのみ。)
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (7) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

3 公募条件等

(1) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日(原則として1年)とします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断する場合は、当初大阪府が設定した公募条件を変更しないことを前提として、当初許可から令和7年3月31日を限度に引き続き使用許可することができます。

② 使用料

大阪府が設定する最低使用料以上で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって使用料とします。

設置事業者として決定した者が提示した応募価格(税抜き額)に百分の百十を乗じて得た額をもって年額使用料とします。

使用料は大阪府の発する納入通知書により、大阪府の指定する期限までに全額納入してください。

③ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

光熱水費(電気料金)については、自動販売機の定格消費量による算定方法(※単価×設置機器の定格消費量(1時間当たり)×稼働時間×使用日数)とし、算出した額を指定管理者の指示する方法により、期限までに指定管理者に全額支払ってください。振込手数料は設置事業者の負担とします。

※単価とは、各供給者が設定している単位当たり単価。

④ 必須条件

設置する自動販売機の大きさは、物件番号ごとの設置位置図に設置可能範囲を示していますので、その範囲内に設置できるものとしてください。

また、自動販売機の正面の向きは平面図に示した通りとします。

(2) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。
- ② 使用期間中に2-(3)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪府の指示に従うこと。
当該地は標高 1,000m の山岳地であり、搬入路は急傾斜で狭隘な林道しかなく、特に冬場は積雪・凍結のため、特殊な装備がないと通行できない。また、ロープウェイを使って搬入する場合は、乗車料のほか、手荷物料が別途必要である。
※ロープウェイは運転休止中です。
- ⑤ 自動販売機に関する一切のトラブルや苦情について、責任を持って早急に対処すること。
(携帯電話は、山間部につき機種や気象状況によっては通じないことがあります。)
- ⑥ 酒類の販売は行わないこと。
- ⑦ ビン類での販売は行わないこと。
- ⑧ 販売品目は飲料品(乳飲料、アイスクリーム類を含む。)とし、次に示す販売品目の条件を満たすこと。

物件 番号	販売品目の条件
1	販売する商品は、缶又はペットボトルなど密閉式の容器とし、お茶、水、スポーツ飲料、炭酸飲料、コーヒー、ジュース類を含むこと。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、原則として自動販売機 1 台に 1 個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責において対応すること。
また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ⑥ 盗難等の被害が発生した場合は、警察に被害届を提出するとともに、府に報告すること。

(4) 指定管理者との協議

設置事業者は次の項目について指定管理者と協議をし、指定管理者の指示に従ってください。なお、これらの協議事項等については、指定管理者との間で締結する協議書で定めるものとします。

- ① 使用済容器・ゴミの回収方法について
- ② 自動販売機の設置及び商品補充方法等について
- ③ 自動販売機利用者からのクレーム、トラブル処理について
- ④ 光熱水費の支払い方法について
- ⑤ 非常時の際のフリーベンド実施について
- ⑥ その他協議が必要な事項について

(5) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

4 参考データ

隣接施設「ちはや星と自然のミュージアム」の年間利用者数

約 23,000 人 (平成 30 年度)

なお、令和元年度 4 月～11 月時点の実績は、平成 30 年度比約 60%です。

※平成 31 年 3 月 15 日より金剛山ロープウェイは運営休止中ですのでご注意ください。

5 応募申込手続き

(1) 申込方法

郵送で申し込む場合

申込受付期間 令和 2 年 2 月 12 日 (水) ～ 令和 2 年 2 月 27 日 (木) 必着

送り先 〒584-0031 富田林市寿町 2-6-1 南河内府民センター 4 階

大阪府南河内農と緑の総合事務所 みどり環境課 木村 宛

郵送で申し込む場合は配達証明または簡易書留とすること。

持参する場合

申込受付期間 令和元年 2 月 12 日 (水) ～ 令和 2 年 2 月 27 日 (木)

【午前 9 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 5 時】

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先 富田林市寿町 2-6-1 南河内府民センター 4 階

大阪府南河内農と緑の総合事務所 みどり環境課

(2) 必要な書類 (各 1 部)

- ① 応募申込書 (大阪府所定様式)
- ② 誓約書 (大阪府所定様式)
- ③ 販売品目 (大阪府所定様式)

- ④ 2-③にかかる許認可等の免許証の写し
- (3) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

6 設置事業者の決定

- (1) 設置事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、大阪府が設定する最低使用料以上で最高の応募価格で申し込みを行った者とします。販売品目の売値は、審査の対象となりません。
- (2) くじによる設置事業者の決定
最高となるべき応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもとくじにより決定します。
- (3) 設置事業者の公表
設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。
- (4) その他
設置事業者の決定は、令和2年3月4日（水）の予定。

7 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、速やかに行政財産使用許可申請書を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》 提出部数は各1通

- ① 行政財産使用許可申請書（大阪府指定様式）
- ② 証明書類（発行日から3か月以内のもの）
 - 〈法人の場合〉…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、委任状
 - 〈個人の場合〉…印鑑証明書（市役所〈町村役場〉発行のもの）
- ③ 役員名簿（氏名〈漢字／ふりがな〉、生年月日、性別、法人所在地を記載、様式任意）
- ④ 自動販売機の管理関係証明書（大阪府所定様式）
- ⑤ 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者（応募者）と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し
- ⑥ 府税事務所の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）（発行日から3か月以内のもの）
- ⑦ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（発行日から3か月以内のもの）

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。

② 設置事業者が応募者の資格を失った場合。

9 個人情報の収集及び提供

設置事業者に決定した者が大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号の規定に該当しない者であることを確認するため、大阪府は、同条例第24条第2項の規定に基づき、設置事業者に決定した者から提出のあった履歴事項全部証明書、役員名簿及び誓約書により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提供します。

10 その他

使用許可の手續きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。

募集に関する問い合わせ先

大阪府南河内農と緑の総合事務所みどり環境課 担当 木村

大阪府富田林市寿町2-6-1 南河内府民センター4階

電話0721-25-1131（代表） （内）372

※内容に関する質問については下記のとおり質問期間を設けております。

【質問期間】

質問申込期間 令和2年2月12日（水）～ 2月19日（水）

質問回答日 令和2年2月21日（金）

※大阪府南河内農と緑の総合事務所のホームページに掲載します。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/minamikawachinm/bike/.html>

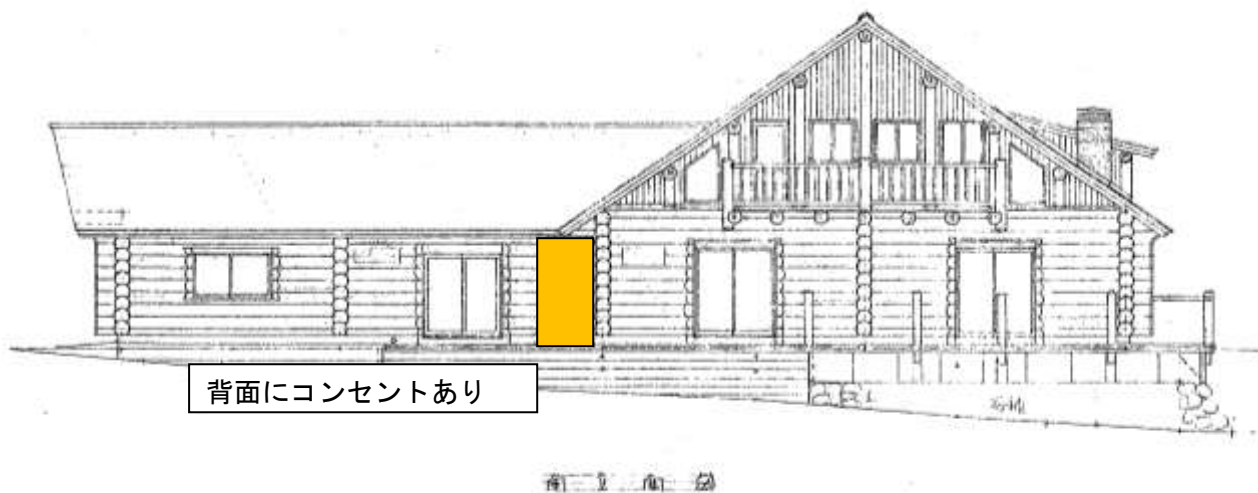
質問方法 FAXのみ

質問先 大阪府南河内農と緑の総合事務所 みどり環境課宛

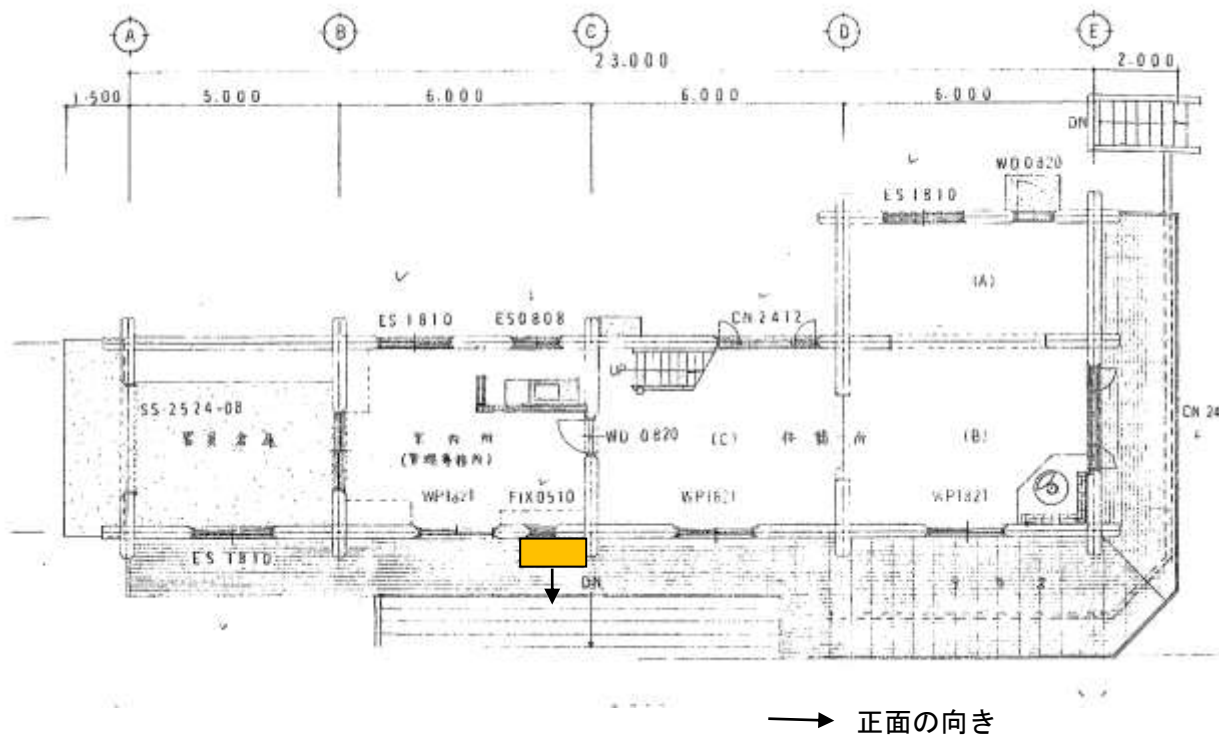
FAX番号 0721-25-0425

設置位置図





ちはや園地ログハウス休憩所 立面図



ちはや園地ログハウス休憩所 平面図